

第3次岩出市地域福祉計画（案）に対する

パブリックコメントの実施結果

1 意見募集の概要

- 募集期間：令和7年12月26日（金）～令和8年1月30日（金）
- 公表場所：岩出市役所社会福祉課、各地区公民館、岩出市総合保健福祉センター、岩出図書館、市ウェブサイト
- 提出方法：窓口へ直接提出、郵送、ファックス、電子メール（入カフォーム）
- 意見提出先：岩出市役所社会福祉課

2 意見募集の結果

- 意見提出数：18件
- 提出されたご意見と市の考え方

番号	ご意見・ご提案の内容	市の考え方	第3章までの修正の有無
1	<p>自治会について</p> <p>課題</p> <ol style="list-style-type: none">1. 自治会数や自治会の参加者数が減少している。2. 小規模（小さい）の自治会が多くなっている。 <p>対策</p> <ol style="list-style-type: none">1. 連自治会の充実・強化を図る。2. 自治会の重要性について、市の自治会に対する支援活動を実施する。（例えば自治会に対する支援活動の実施。）	<p>ご意見の取組につきましては、第4章施策の展開 基本目標1一人ひとりのつながりづくり 基本施策（1）地域コミュニティづくりの取組方針「①区・自治会への支援」に示します。（P.68）</p> <p>区・自治会は、住民の最も身近な組織であることから、振興助成や補助事業等の経済的支援、周辺区・自治会の情報提供や加入促進などの支援に取り組むなど、地域の課題に対応し、解決できる地域コミュニティの形成に努めます。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、今後の事業を進めるうえで参考とさせていただきます。</p>	無

番号	ご意見・ご提案の内容	市の考え方	第3章までの修正の有無
2	<p>地域の活動拠点（公民館）の整備について 課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域福祉実施団体（サロン等）の公民館使用が困難になっている。 2. 公民館の改修等の整備事業が実施されている。 3. ハード面の対策のみで、ソフト面の対策がない。 <p>対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ソフト面の対策を実施する。（例）公民館の運営方法改善を図る。 2. 教育予算の増設を図る。 3. 公民館事業の強化を図る。 	<p>（番号2、3 共通）</p> <p>ご意見の取組につきましては、第4章施策の展開 基本目標1 一人ひとりのつながりづくり 基本施策（1）地域コミュニティづくりの取組方針「②地域の活動拠点の整備」に示します。（P.68）</p> <p>地域の活動拠点のひとつである地区公民館の機能充実・強化、利用促進に取り組みます。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、今後の事業を進めるうえで参考とさせていただきます。</p>	無
3	<p>P52</p> <p>○「地域活動への参加者拡大に向け活動内容の情報発信を強化する必要がある」となっているがそのためには次の措置が必要と思われる。</p> <p>岩出市の公民館には公民館主事もないし各館には管理人だけで館長もない。もっと人的に充実して各館独自の活動を行うことによって地域での交流が促進されるものと思われる。</p> <p>また午前中に閉館しているところも多く活動範囲が狭められているので全館終日利用できるように開館すべきである。</p>	<p>（番号2と同じ）</p>	無
4	<p>本計画（素案）63頁に記載されている「岩出市版包括的支援体制の構築」については、「みんなで支え合い安心して暮らせる笑顔のいわで」という理念のもと、住民・関係機関・各種団体・行政が連携し、分野横断的に支援を行う方向性明確に示されており、地域福祉の将来像として大変意義深い内容であると感じています。</p> <p>特に、地域で支え合う機能の強化、居場所・交流の場の整備、見守り機能の充実、担い</p>	<p>（番号4、5 共通）</p> <p>ご意見の取組につきましては、第4章施策の展開 基本目標1 一人ひとりのつながりづくり 基本施策（1）地域コミュニティづくりの取組方針「①区・自治会への支援」及び基本施策（2）地域での交流促進に示します。（P.68、69）</p> <p>地域コミュニティづくりに向け、転入者に対し、区・自治会への加入促進</p>	無

番号	ご意見・ご提案の内容	市の考え方	第3章までの修正の有無
	<p>手の育成などは、これまで現場で課題とされてきた点に正面から向き合うものであり、実行されれば市民にとって心強い取組になると期待しています。</p> <p>これらの取組を理念にとどめることなく、実効性のある支援体制として構築していくためには、日常生活の中で市民が直面している具体的な課題に即した施策の積み重ねが重要であると考えます。以下、63頁に示された包括的支援体制の考え方を踏まえつつ、具体的な意見を述べます。</p> <p>【意見①】地域交流の促進と自治会活動への参加支援について</p> <p>共助を機能させるには、日頃からの地域交流が欠かせません。しかし近年、自治会に加入しない住民が増えており、特に他市から移住してきた住民にとっては、地域との接点を持ちにくい状況があります。自治会加入は任意であり、強制すべきものではありませんが、新たに地域に入ってきた住民が、地域活動に参加しやすい環境づくりを行うことは重要であると考えます。例えば、市民運動会や文化祭などのイベントを活用し、移住者や新住民が気軽に地域の集まりに参加できる仕掛けを設けることで、自然な交流のきっかけづくりにつながるのではないのでしょうか。</p>	<p>に関するチラシを配布や、情報提供、連携等様々な視点から区・自治会を支援するとともに、公民館活動や市民運動会や市民ふれあいまつりなどのイベント、各種講座・教室を通じて世代間交流の促進を図り、こどもから高齢者まで多様な住民が参加しやすい環境づくりを進めます。また、参加者ニーズを踏まえた周知・啓発の強化、居場所・交流の場の整備、支援機関との連携による参加支援の仕組みづくりなど、他の福祉関係者等と連携して、地域で支え合う交流の場づくりに取り組みます。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、今後の事業を進めるうえで参考とさせていただきます。</p>	
5	<p>高齢者社会で福祉関係の費用が増大し、市の予算でも大きな割合いとなってきています。身体が動けなくなるとはもう遅い。50歳代、60歳代、いや40歳代から（もっと若い人は子供と一緒に）運動に心がけて身体を鍛えていかなければと思います。多くの市民がボランティア活動をしています。市はとても細かいところまで</p>	<p>(番号4と同じ)</p>	無

番号	ご意見・ご提案の内容	市の考え方	第3章までの修正の有無
	<p>手が回りません。ボランティアの活動をしている方はそれが生きがいかもしれません。ただ会（例えば「にっこり会」、「健康体操」「サロン」「カラオケ」等参加している方は元気。お家から出ない方は他人と話すのが苦手な方かな？でも一回参加すれば次回から参加しやすくなると思います。何かのきっかけがあれば、機会があれば続いてこられるのではないのでしょうか。元気に過ごせるこつはみんなとの交流の場だと思います。</p>		
6	<p>【意見②】自助・共助の推進とボランティアの育成について</p> <p>今後、労働人口の減少に伴う税収減少が見込まれ、公的サービス（公助）を将来にわたって同水準で維持することは難しくなると考えられます。そのため、地域福祉を維持可能なものとするには、自助・共助の重要性について、市民に分かりやすく啓発していくことが不可欠です。</p> <p>とりわけ、共助を支える担い手としてのボランティアの育成と活動支援は重要であり、活動の場の提供だけでなく、ボランティア同士が情報交換や交流を損なえる仕組みが求められます。他の自治体では、ボランティアセンターを拠点として、研修や交流、コーディネート機能を充実させている事例も見られます。</p> <p>本市においても、こうした先行事例を参考に、ボランティアの育成・支援体制や共助を支える拠点機能の充実について、本計画に位置づけていただきたいと思います。</p>	<p>（番号 6、7、8、9 共通）</p> <p>ご意見の取組につきましては、第4章施策の展開 基本目標2住民同士が「支え合い、助け合う」関係づくり基本施策（1）地域で活動するきっかけづくり及び（3）地域福祉活動を行っている団体・組織、NPO等への活動支援に示します。（P.71、72、74）</p> <p>子どもから大人まで、福祉に関わる機会を作っていくため、福祉教育・福祉体験の実施や地域行事への参加支援などを通じて、市民が主体的に福祉を学ぶ機会を確保し、また、参加者のニーズに基づく地域福祉推進や新たな担い手確保につながる講座を開催し、福祉への理解や意識の醸成を図ります。</p> <p>地域活動を行っている団体等には、公民館などの市内公共施設の使用料減免による活動場所の提供や、活動活性化に向けた情報提供、研修の実施など活動支援に努めます。また、広報紙やSNS等、各種情報媒体により地域活動に関する情報を発信するとともに、社会福祉協議会との</p>	無

番号	ご意見・ご提案の内容	市の考え方	第3章までの修正の有無
		<p>協働をより一層深め、ボランティアに関するネットワークの構築に努めます。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、今後の事業を進めるうえで参考とさせていただきます。</p>	
7	<p>地域の交流の場について</p> <p>課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. サロン等の運営場所の確保や運営資金について特に問題となっている。 2. 市役所の対応が各課が独自に実施しており一本化されていない。 3. 交流の場（サロン等）の数が減少している。 <p>対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 運営場所の確保や運営資金の一部補助の具体的対策を実施する。 2. 地域福祉活動を継続していくために一本化した支援体制を構築する。 3. 支援を実施するためのシステムを作る。 	(番号6と同じ)	無
8	<p>地域福祉団体への市の活動支援について</p> <p>課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域福祉団体への市の支援がない。 2. 地域福祉活動の実施団体が減少している。 <p>対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域福祉活動団体に対して、サロン等の運営場所の確保と運営資金の一部補助の具体的支援を行う。 2. 市の広報で地域福祉活動団体に関する広報の充実・強化を図る。 3. 地域福祉活動団体に対する支援 	(番号6と同じ)	無

番号	ご意見・ご提案の内容	市の考え方	第3章までの修正の有無
	体制の構築をする。(例) 支援の実施を図るシステム作りなど。		
9	<p>P.64 岩出市版包括支援体制の構築について 課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の居場所や交流の場の活動が個別に展開しており、市によるネットワークがない。 2. 地域の居場所や交流の場の活動が困難となっている。運営場所の確保、運営資金の調達。 <p>対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市が、運営場所の確保や、運営資金の一部補助等の具体的支援を実施する。 2. 市が地域と支援関係機関をつなぐためにシステム作りや包括的支援体制の構築を行う。 3. 市の包括的支援体制の構築のために岩出市福祉協会の設立を行う。 	(番号6と同じ)	無
10	<p>【意見③】子育て・介護における孤立防止と制度理解の促進について 核家族化や地域のつながりの希薄化が進む中、子育てや介護を孤立した状態で行わなければならない人が増えています。また、ヤングケアラーと呼ばれる若い世代が、家族の介護や世話を担い、負担を抱え込んでいるケースも問題になっています。こうした状況に対応するために、困ったときに気軽にSOSを発信できる相談窓口の整備と、必要な支援や制度につながる仕組みの充実が求められます。 また、介護保険制度について十分な知識を持たない市民も多く、実際に制度を利用する段階になって戸惑うケースも少なくありません。介護が必要になる前からの段階</p>	<p>ご意見の取組につきましては、第4章施策の展開 基本目標3安全で安心して暮らせるまちづくり 基本施策(1)相談支援・情報提供の充実に示します。(P.76、77) 高齢者や障害のある人、子育て・育児、ひきこもりなどについて、行政・各種相談窓口の周知徹底及び情報提供を行うとともに、それぞれの抱える生活課題に迅速に対応できるよう、身近な地域での相談体制の強化や専門的な相談窓口との連携、アウトリーチも含めた地域の関係機関と連携した相談体制の強化を図ります。 いただきましたご意見につきまし</p>	無

番号	ご意見・ご提案の内容	市の考え方	第3章までの修正の有無
	から、介護保険制度の仕組みや、施設・サービスの内容について、分かりやすく説明する機会を設ける必要があると考えます。	では、今後の事業を進めるうえで参考とさせていただきます。	
1 1	<p>高齢者の移動について。</p> <p>課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 移動手段としては、和歌山バスや市の巡回バスしかない。 2. 通院、買い物、社会参加等に支障が出ている。 <p>対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 和歌山バスや巡回バスの利用促進を図る。 2. 今の対策では、十分な対応が出来ない。新しい交通システムの導入を行う。(例) 第一交通システムの採用。 	<p>(番号 11、12、13 共通)</p> <p>ご意見の取組につきましては、第4章施策の展開 基本目標3安全で安心して暮らせるまちづくり(4)安全・安心の生活環境づくりの取組方針「①安全で円滑な移動手段の確保」に示します。(P.81)</p> <p>日常生活や社会参加における利便性向上を目指し、引き続き関係機関と連携して生活交通の確保を進めるとともに、大阪方面路線バス、岩出市巡回バス、紀の川コミュニティバスの3路線の利用促進と運行ルートやダイヤの改正を含む路線維持に取り組みます。また、新しい交通システムの導入についても、先行事例を参考に情報収集等をおこない研究を続けてまいります。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、今後の事業を進めるうえで参考とさせていただきます。</p>	無
1 2	<p>P60</p> <p>(4) 安全・安心の生活環境づくり</p> <p>「高齢者等の・・・移動が困難な人に向け移動手段として、公共交通の維持管理及び利用促進に努めてきた」と述べられているが公共交通としてはJRと粉河加太線の紀伊一近大間のバスしかない。</p> <p>市内循環バスも便数やコースに不満があり利用しがたいとの意見も多く聞かれるので再考の余地がある。</p> <p>また今後デマンドバス・タクシーの導入</p>	(番号1 1と同じ)	無

番号	ご意見・ご提案の内容	市の考え方	第3章までの修正の有無
	についても検討すべきである。		
13	<p>【意見④】地域の公共交通・移動支援について</p> <p>高齢化の進行により、運転免許を持たない、あるいは返納した高齢者や、子どもが安心して移動できる手段の確保は、地域福祉を支える基盤として極めて重要です。</p> <p>本市には市内巡回バスがありますが、運行本数や時間帯、ルート of 制約などから、日常生活の移動手段として十分に機能していないとの声も少なくありません。特に通院や買い物、子どもの外出など、生活に密着した移動ニーズへの対応が課題であると考えます。</p> <p>そのため、巡回バスの利便性を向上させる取組（バス停の増設や柔軟な乗降方法の検討など）に加え、オンデマンド交通（予約制乗合交通）の導入や、地域ボランティア等による移動支援など、多様な手法を組み合わせた移動支援について検討・推進していただきたいと考えます。</p>	(番号11と同じ)	無
14	<p>【意見⑤】災害時における高齢者・障害者等の避難支援について</p> <p>近年、地震や豪雨などの自然災害が頻発する中で、高齢者や障害者など、災害時に自力での避難が困難な方が、安全に避難できる支援体制が十分に整っているか、不安を感じます。</p> <p>平常時から、要配慮者や避難行動要支援者について、地域・自治会・民生委員・関係機関等が連携し、誰がどのように支援するかを共有しておく仕組みづくりが重要ではないでしょうか。個別避難計画の作成や、実効性のある避難訓練など、福祉と防災を一体的に考えた取組を、本計画において明確に位置づけていただきたいと考え</p>	<p>ご意見の取組につきましては、第4章施策の展開 基本目標3安全で安心して暮らせるまちづくり(5)災害に強い地域づくりの取組方針「②避難行動要支援者への支援体制の強化」に示します。(P.82)</p> <p>避難行動要支援者支援事業の周知や名簿・個別避難計画の定期的な更新を進め、平常時から消防、警察、民生委員・児童委員等の避難支援関係者と情報共有を図ります。また必要に応じてケアマネジャーや相談支援専門員等関係者と連携し、個別避難計画の作成を進めます。</p> <p>いただきましたご意見につきまして</p>	無

番号	ご意見・ご提案の内容	市の考え方	第3章までの修正の有無
	ます。	ては、今後の事業を進めるうえで参考とさせていただきます。	
15	手を差し伸べるべき対象者として子ども、高齢者、障害者等が表記されているが外国人や性的マイノリティーの人たちに対する表記が少ない。	<p>P.62 基本目標4 一人ひとりが認め合うまちづくりに示しているとおり、地域福祉を推進していくうえで「住民がそれぞれの多様性を認め合い、一人ひとりの人権を尊重し、共に支え合う」という視点が基本であり、住民一人ひとりが性別・年齢・国籍・障害の有無等に関わらず、お互いを尊重し合い、誰もが自分らしく、いきいきと暮らし、一人ひとりが認め合うことができる関係づくりが必要です。</p> <p>P.60 第3章 計画の基本的な考え方①計画の基本理念に以下、下線部の文言を追記します。</p> <p>(11行目) <u>性別・年齢・国籍・障害の有無等に関わらず、地域の誰もがつながり、支え合いながら、多様な価値観や生き方を認め合う地域共生社会の実現をめざします。</u></p>	有
16	<p>ゴミ問題について</p> <p>課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ネコやカラスによりゴミが市道上等に散乱している。 2. 自治会も対応に困っている。 3. 市役所の対応がバラバラである。 <p>対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ゴミの不法投棄防止の条例を制定する。 2. ゴミ問題に対しては市役所で統一的に対策を実施する。 3. 市民に対するゴミ問題の広報活動を実施する。 4. ゴミの減量化対策を実施する。 	<p>ゴミの散乱や不法投棄等のゴミ問題については、地域福祉計画には示しておりませんが、市の上位計画である「岩出市長期総合計画」の目標施策「環境を守るまち」に示されています。</p> <p>市民それぞれの良好な生活環境を保持するため、身近な環境問題に関する周知・啓発と問題解消に努めます。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、今後の事業を進めるうえで参考とさせていただきます。</p>	無

番号	ご意見・ご提案の内容	市の考え方	第3章までの修正の有無
17	基本目標および主な課題は提示されているが、それに対する具体的施策や推進目標値（指標）が示されていない。	パブリックコメント（第3章まで）時には、示しておりませんでした。第4章 施策の展開に示します。	無
18	<p>パブリックコメントを『意見記入用紙（Word）ワードファイル(34KB)』で作成したが本様式の【提出先・問い合わせ先】には担当課とファックス番号しか記載されておらずメールアドレスがわからない。メールアドレスがあればこれを添付するだけで簡単である。</p> <p>岩出市パブリックコメント手順要綱は（1）実施機関が指定する窓口への書面での提出（2）郵便（3）ファクシミリ（4）電子メールとなっているため4つの提出先を明記するべきである。</p>	電子メールを利用する場合、入力フォームによる送信としておりましたが、ご意見のとおり Word ファイル添付による提出には適しておりませんでした。今後は、Word 等ファイルによる提出もできるよう、電子メールアドレスを明記するようにします。	無